

只木ゼミ夏合宿第1問検察反対尋問レジュメ

文責:2班

1. 弁護レジュメ2頁49行目において、正犯性を基礎づける事情として重要な因果的関与と関与者間の共同性を挙げた理由は何か。
2. 弁護レジュメ2頁55行目以下「各共同者は合意を通じて犯罪実現と結果に対して因果関係を及ぼすのであり、各関与者と結果との間にあるのは、他者との意思決定を媒介とする心理的因果関係であり、物理的因果関係は不可欠のものではない。」とあるが、物理的因果性が不可欠ではないとすると教唆犯と共同正犯との区別が困難とならないか。
3. 結果的加重犯の共同正犯について弁護側に有利であるはずのβ説を採用しなかった理由は何か。

以上